長野市農業委員会第8回総会議事録

1 日 時 令和5年9月29日(金)

開始時刻 午後1時30分 終了時刻 午後3時12分

- 2 場 所 会議室 203 (第二庁舎 10 階)
- 3 出席委員

阿部	孝二	2番	北村	寸		3番	駒村	保幸
青木	保	5番	久保日	日清隆		6番	野池	久
長谷部	祁 孝	8番	小池	知永		9番	渡邉	美佐
小林	清男	11番	清水	貢	1	2番	鈴木昂	答佐利
奥山	雅茂	14番	山本	忠宏	1	5番	袮津	光博
北澤	万正	17番	横山	幸季	1	8番	髙木喜	事久夫
曽根	信一	20番	花見て	トとみ	2	21番	近藤	利章
宮﨑	治夫	23番	善財	良治	2	4番	佐藤	隆
	青長小奥北曽	長谷部 孝 小林 清男 奥山 雅茂 北澤 万正 曽根 信一	青木保5番長谷部孝8番小林清男11番奥山雅茂14番北澤万正17番曽根信一20番	青木保5番久保長谷部孝8番小池小林清井11番清水奥山雅茂14番山本北澤万正17番横山曽根信一20番花見び	青木保5番久保田清隆長谷部多番小池知永小林清男11番清水貢奥山雅茂14番山本忠宏北澤万正17番横山幸季曽根信一20番花見ひとみ	青木保5番久保田清隆長谷部孝8番小池知永小林清男11番清水頁1奥山雅茂14番山本忠宏1北澤万正17番横山幸季1曽根信一20番花見ひとみ2	青木保5番久保田清隆6番長谷部孝8番小池知永9番小林清男11番清水頁12番奥山雅茂14番山本忠宏15番北澤万正17番横山幸季18番曽根信一20番花見ひとみ21番	青木保5番久保田清隆6番野池長谷部孝8番小池知永9番渡邉小林清男11番清水貢12番鈴木居奥山雅茂14番山本忠宏15番袮津北澤万正17番横山幸季18番高木區曽根信一20番花見ひとみ21番近藤

- 25番 和田 修
- 4 欠席委員
- 5 会議に出席した職員

農業委員会事務局

事務局長 上田 哲夫 主 幹 熊井 孝夫 事務局長補佐 松橋 泰事務局長補佐 笠井 英明 係 長 曽根 明美 係 長 駒村貴久美係 長 倉島 友美 主 査 酒井 雅宏 農業政策課

主 査 豊田 浩二 主 事 相澤 巧基

- 6 議事
- (1) 農地法等に係る事項について

議案第75号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第76号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第77号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第78号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定に 基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 「農用地利用集積計画」の決定について

議案第79号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定に 基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により 定めた「農用地利用集積計画」の一部取消しの決定について

議案第80号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による「農 用地利用集積等促進計画(機構配分)」の意見聴取について

議案第81号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による 「農用地利用集積等促進計画(機構配分)」の決定について

議案第82号 農振除外等に係る意見聴取について

議案第83号 非農地決定について

報告第24号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第25号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について 報告第26号 農地法第4条の規定による農業用施設(2 a 未満)の届出について

(2) その他農業委員会業務に係る事項について 議案第84号 第8回長野県農業委員会大会について

曽根会長代理

定刻前ですが、皆さんお集まりになりましたので、これから総会を開会したいと思います。信毎の渡邉さんの記事につきましては、会長から紹介がありますが、私の方からは信毎にお米の一等比率が大幅に低下するということで見出しで大きく記事が載っていました。特に今年は白未熟米、それと紋枯がすごく心配で、比率がすごく下がったという状況が載っています。困ったことばかりに見えるんですが、農業新聞には良い面で、松代の長芋の情報が載っていまして、試験掘りをした記事がありました。灌水をしたところ、灌水をしないところとありまして、灌水をしたところは縦も横も2倍に成長が良かったということで、長芋については収穫に期待がかかっているというような、またおいしい長芋が食べられると思っております。

第8回総会にご出席いただきまして大変ありがとうございます。会長代理の曽根です。本日の進行を務めさせていただきます。はじめに農業委員会憲章の唱和を行います。お手元に農業委員会憲章をお配りしてありますので、ご起立をお願いします。私が、長野市農業委員会憲章の1行の『長野市農業委員会は』まで申し上げますので、続いて唱和をお願いいたします。

【農業委員会憲章唱和】

曽根会長代理

ありがとうございました。着席ください。ただ今から第8回の総会を開会いたします。本日の総会につきまして、現在の出席人数は、在任委員25名中25名で、過半数に達しておりますので、農業委員会等における法律第27条第3項に基づき、総会は成立しております。挨拶ですが、最初に青木会長よりお願いします。

青 木 会 長

改めまして、皆さんこんにちは。長野市農業委員会会長の青木でございます。実は先月の総会、私、所用がありまして、欠席をさせていただきましたので、誠に申し訳ありませんでした。その理由っていうのは、たまたま私ども実施しております農地の基盤整備事業が現在、農水省に非常に注目を浴びていまして、その事業の状況について、熊本県農業会議のほうから、ぜひ農業委員、推進委員の大会で先進事例として説明をしていただきたいというお話でございまして、たまたま私、こちらの総会がダブったんですけれども、県のほうからの要請もございましたので、全て曽根会長代理さんにお願いをして、行ってきました。後ほど、ちょ

っとそれについてのご報告はさせていただきます。

いよいよもう2日ばかりいたしますと、秋になります。本格的な秋ですね。温度も下がるというような天気予報でございますけれども、この夏、非常に苦しめられましたね。あらゆる作物が猛暑の中で、今まで経験したことないような被害、それから、対応せざるを得ないということ非常に苦しみました。たまたま今日、明るいニュースが昨日の新聞に載ってましたが、私どもの渡邉農業委員さんが、りんごの秋映の収穫ですね。これ、信濃毎日新聞の、昨日の北信版に載ってましたので、よろしければ、よく見て切り取っておいてください。非常に私どもとしては、こういった明るい、これから秋にどんどんなればいいなというふうに思っています。

今日、農地のつぶやき2を、お配りをいたしましたけども、冒 頭、熊本県での出前講座報告ということで、簡単にさせていただ きます。たまたま熊本県の農業会議の事務局長さんのほうから、 長野県の長野市で大規模な果樹の基盤整備事業の事業がほぼ完 成したようだと。しいては、熊本県は、全国でも柑橘類、とりわ けみかんの有数の生産地でございます。同じく、長野と同じよう に、後継者の問題、それから高齢化ということで、非常に荒れた みかん畑も出てきているというようなことから、ぜひ熊本県の農 業委員や推進委員の皆さんにハッパを掛けていただきたい。その ために、ぜひ来ていただきたいというお話でございました。8月 30 日に、こちら、新幹線で行きまして、向こうに着いたのは大体 4時すぎでしたけども、熊本城を少し見てまいりました。まだま だ地震の傷痕が、本当にそのまま残っているというような状況で した。修復には 30 年かかるという話でしたけども、そんなとこ ろも見まして、翌日、午後に熊本市の県立劇場コンサートホール。 長野市でいいますとホクト文化ホールと同等な会場ですけども、 そちらに約1,300人の農業委員さん、推進委員さんが集まっても らいまして、そこで特別講演ということで、私のほうで1時間20 分ほど、講演をさせていただきました。

基盤整備事業については、農業委員の皆さまがたには支持され、おおむねご理解はいただいておりますけども、今まで果樹で本格的にこういった基盤整備事業っていうのは日本でも初めてだということで、今、全国的に、農水省のホームページにも今、掲載されてますけれども、全国的に特に果樹関係の県、それから市町村は注目をしてるということで、今回、熊本県からそんな話が来たと。熊本県も同じような悩みを持っておりますけども、熊本県といえば農業王国ですからね。何としてもみかんの産地を守りたいと。生き残りをするにはどうしたらいいかということの手

として、やはり、耕作のしやすい農地を確保しなければ、これから若い人たちは継いでくれないだろうというような熱い気持ちから、今回のお話をさせていただいたという経過でございます。

今後、県、それから九州全体で何とか九州の農業を守ろうということで、たまたま当日は農水省の九州の農政局の次長さんも来られまして、長野でどういうような形でやられたか、ぜひ聞かせてほしいということでご同席をいただいて、聴いていただいたということです。特に、私どもの話が済んでから、4名の方の農業委員さん推進委員さんからご質問ございました。なかなかああいう会場で質問されるっていうのは珍しいんですけども、一番は、地権者それから地権者の同意をどういうふうな形で得たかということの、一つ大きな、どういった努力でどういったことをされましたかという質問でございました。それから新規就農者っていうのはどういう形で確保され、さらに、そういった人たちとどういった形で仲間にしていったかというようなことを、お二人の方からご質問ございました。同じような悩みを持っているということでございます。

今、みかん畑も、多分、皆さん観光で行ってご存じだと思いますけど、いわゆる農作業用モノレールということで、一輪車的なやつで、駆動式で、急な山へ登ってく設備があるんですけども、もうその設備をメンテナンスするいわゆる地域の鉄工所さんだとか機械屋さんもなくなってきたということで、今、盛んに、最近、軽トラの性能が非常に良くなったということで、軽トラの車幅ぐらいの道をどんどん上げてると。それで資材の運び上げとか収穫品を下げる、畑から引き出す作業をされてるという状況に変わってきてます。そうは申しましても、畑が一枚一枚、非常に小さいということで、効率が非常に悪いということ。それから、まだまだ場所によったら手吹き作業で消毒をされてるというようなことから、ぜひ SS の導入、機械化の導入っていうのをどんどんしていきたいんで、基盤整備を思い切ってやりたいなということでの意気込みもお話しいただきました。

そんなことで、少しでもお役に立てればということで事例を発表させていただきましたけども、ただ、向こうの農業者の方々、農業委員、推進委員も、非常に今、燃えてます。今回の地域計画には思い切って自分たちの考え方を盛り込んで、行政、それから国に訴えようというようなお話をされてましたんで、ご報告をしておきたいというふうに思います。また、私ども基盤整備も一通り終わったので、導入から完了までの動画が一応できました。約17分で動画作って。それを見ますと、導入編から一応、完了までの流れが一通り分かるので、もし機会があれば、皆さんにも一度、

見ていただければというふうに思っておりますので、ご参考までにご報告申し上げます。なお、この後、11月に今度、山梨県の農業委員会からも、講演をしてくれという話。それから、11月末には全国大会がありますけれども、全国大会でも事例発表してくれというのが来てます。時間の許す限り、お話を差し上げといいますか、紹介をしながら、全国の果樹の栽培者の皆さんに、少しでも役に立てばというふうに思っています。簡単ですけども、熊本県のご報告については以上です。

それから裏面ですけども、9月 15 日に県の農政部との意見交換会を行いました。これは農業会議の地域組織である協議会という組織でございます。農業委員会協議会の会長方が出席をされて、県の農政部の部長さん、それから幹部の方々と懇談をするんですけども、私、長野地域協議会の代表として参加をさせていただき、私からは、50、60歳の新規就農者の支援を何とかお願いしたいということで提案をさせていただきました。

ご承知のとおり、今、長野市もそうですけども、非常に基幹的 就農者が 70 歳を超えているというような状況でございます。そ ういった中にあって、最近、特に 60 を過ぎた方が、過去であれ ば、そこで定年をしていったん辞められたら、家の農業をやる。 いわゆる親元就農。それから、農業のある生活に、定年後に一旦、 人生切り替えてやるというような形で、農業への入り込みっての は結構あった。地域に入って、地域の農村づくりにも相当、貢献 をしてきた。ところが、昨日の日本農業新聞にも載っていました けども、会社を今、なかなか辞められないと。会社自身も人が足 りないということで、定年延長。それから、雇用形態を変えて、 引き続き 65、70 まで今のサラリーマン生活を続けていくと。そ うなるとどうなるかというと、おのずと今度は、農業分野に今ま で流れていた人の流れが滞ってしまう。今でさえ農業現場は人が 足りないのに、これ以上、足りなくなったらどうなるんだろう。 今後 10 年間考えたら、非常に厳しい状況になるんだろうという ことで、私の考え方としては、自分の持っている親がやっている 農地は、できればその長男とか家族の方に引き継いでやってもら いたいという気持ちもありますんで、そういった意味で、県なり、 できれば国で財政的な措置をしながら、そういった制度を広げて いってほしいなということで、こういったお話をさせていただき ました。正直、お金のかかる話なので、部長からは即答はいただ けませんでしたけども、検討に値するというお話はお聞きしまし たので、併せて、この 10 月にも長野市の荻原市長さんともお話 をする機会ございますので、そこでも同様の提起をしていきたい というふうに考えておりますので、ご紹介をさせていただきま

す。

それから、皆さん、もう一点ですけども、農地パトロールを今、 していただいていますけども、タブレット、ちゃんと使っていま すかね。特に、それぞれ全員には行ってませんけれども、タブレ ット、有効的に使っていただきながら、これからの活動の中では タブレットなしでは活動できないというような形にしていきた いというふうに思ってますので、なかなか使い勝手、大変かと思 いますけど、どうかこういった機会に使っていただくようにお願 いをいたしまして、本日の挨拶とさせていただきます。今日も、 よろしくお願いいたします。以上です。

曽根会長代理

なかなか貴重なお話をありがとうございました。続きまして、 上田事務局長より挨拶と報告をお願いします。

上田事務局長

こんにちは。事務局長の上田でございます。委員の皆さまには、 お忙しい中、第8回長野市農業委員会総会にご出席を賜りまし て、ありがとうございます。併せまして、農地パトロール利用状 況調査の実施、また、地域計画作成に向けた協議の場での話し合 いと、それぞれ感謝を申し上げるところでございます。

私からは、令和5年秋の農作業安全確認運動につきまして、お 話をさせていただきたいと思っております。農林水産省では、農 作業の死亡事故を減少させるために、9月から10月までを、農 作業安全対策重点期間といたしまして、秋の安全確認運動を実施 しているところでございます。重点推進テーマは、春に引き続き まして、徹底しよう、農業機械の転落・転倒対策でございます。 毎年、わが国では、農作業中の事故によりまして約300人前後の 方が命を落としているといった状況がございます。2021年の死亡 者の数が242人。その背景には約2倍の後遺障害の方。また、266 倍の傷害事故があるといった調査結果もございます。 つまり1日 180 件、年間で 65,000 件の事故が起きているといった計算となる わけです。現在、収穫期を迎えることから、同省では乗用のトラ クター、また、はしごや三脚使用時の事故と共に、コンバインの 事故防止を強く呼び掛けております。コンバイン作業では、特に 路肩の踏み外しでの転落・転倒や、補助者を轢かないように注意 をぜひお願いしたいということで、お一人お一人が、安全第一の 農作業を再度、心掛けをお願いしたいところでございます。

本日ご審議をいただきます農地法関連等の議案及び報告は 12 件、その他の業務に係る事項が1件でございます。よろしくお願いをいたします。

曽根会長代理

ありがとうございました。続きまして、議長就任ですが、長野 市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長が議長となって おりますので、青木会長に就任をしていただきます。青木会長、 議事進行をお願いします。

長

議

それでは、規定によりまして、議長、議事進行させていきます。 皆様方のご協力、よろしくお願いをいたします。着座にて進行さ せていただきますので、ご容赦いただきたいと思います。それで は、最初に議事録署名人の指名を行います。議席番号 16番 北澤 万正委員及び17番 横山幸季委員にお願いいたします。よろしく お願いします。議事に入る前に確認をいたします。農業委員会等 に関する法律第31条第1項の規定で、農業委員会の委員は自己 または同居の親族、もしくはその配偶者に属する事項について は、その議事に参与することができないとしております。本日の 議事案件に関しまして、議案第78号 農業経営基盤強化促進法等 の一部を改正する法律附則第5条の規定に基づき、改正前の農業 経営基盤強化促進法第 18 条第1項の規定による「農用地利用集 **積計画」の決定において、お手元に配布いたしました別紙1のと** おり、関係委員が議事に参与することができない案件がございま す。別紙以外に、その他当事者または関係者となっている方がご ざいましたら、お申し出ください。

【該当者なし】

議

長 おりませんね。それでは、なしと確認いたしました。次に、議 案の訂正等の報告を、事務局からお願いいたします。

熊 井 主 幹

事務局、熊井です。よろしくお願いいたします。初めに、資料の確認をお願いいたします。本日、お手元にお配りをいたしました資料と、皆さまに事前にお届をいたしまして、本日ご持参いただいております資料につきましては、別紙総会資料一覧表確認用のとおりでございますので、確認をお願いいたします。なお、議案の訂正についてでございますけれども、地区調査会後に、農業経営基盤強化促進法等の議案に係るもので、取り下げがございましたことから、資料の訂正と差替がございます。本件につきましては、議案第78号の説明の際に、あらためて農業政策課からご説明をいたしますので、よろしくお願いをいたします。以上でございます。

議

長 それでは、本日も農家創設案件がございますので、最初に聞き 取り調査を行いたいと思います。事務局より、議案及び審議の流 れについて説明をお願いいたします。

熊 井 主 幹

それでは、農家創設、法人参入案件につきまして、ご説明をいたします。本件につきましては、法人の農家創設となりますので、次第にはございませんけれども、法人の関係者から事前に意見聴取を行うものでございます。法人名は有限会社●●で、当法人につきましては、農地所有適格法人以外の法人、いわゆる一般法人として農業参入するものでございます。議案は、別冊1、議案第

78 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定に基づき、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「農用地利用集積計画」の決定について、6の利用権設定関係、農地中間管理事業(賃貸借権)46ページの77番及び7利用権設定関係の中間管理事業(使用貸借権)68ページの39番になります。また、別冊3が有限会社●●の営農計画となっております。既に地区調査会におきまして、出席をいただいて営農計画の説明をしていただいておりますが、法人の農業参入案件でございますので、本日、総会においても、営農計画の内容をお聞きするということで、お越しをいただいております。

ここで、審議の流れにつきまして説明をいたします。まず、関係地区調査会長から調査結果等の報告をお願いいたします。その後、外で待機をしている法人の担当者が入室し、営農計画説明をしていただきます。質疑応答後、法人関係者に退席をしていただいてから、通常の審議を行いたいと思います。審議の流れにつきましては、以上でございます。

議長

ただ今、事務局から議案と審議の流れについて説明をいただきました。それでは、東部地区調査会長から、有限会社●●の営農計画についての調査結果等の説明をお願いいたします。資料は農業経営基盤強化促進法、別冊 1、議案第 78 号の 46 ページ、77 番、68 ページの 39 番より、別冊 3 の営農計画等の関係資料になっております。それでは東部調査会長、よろしくお願いします。

近藤地区調査会長

東部地区調査会、近藤です。同じ●●ですが、特に縁戚関係はございません。有限会社●●の●●さんは、現在、エノキダケの栽培を主の経営とされています。エノキダケの栽培で使用済みになった培地。それを清野の畑地等に提供いただいて、多くの方が利用されていらっしゃいます。多分、清野では知らない方はいらっしゃらないんじゃないかと思われます。エノキダケの栽培だけではなく、経営を安定させるために、農業のほうも取り組みを以前からお考えだったということで、いろいろ試行錯誤された中で、長ねぎの生産、栽培を主に取り組みを始められたというところで、面積を増やしたいということで、今回、新たに農地を借り受けての栽培で、既に苗の植え付け、定植も行われて、また、時期をずらしての苗の栽培も、別々な場所で行っておいでになります。

市内外の、長ねぎの大規模生産者のところでいろいろ研修などをされて、市場のほうも、エノキダケの販売等を通じた中で販売 先等の確保といったところもされていると。ゆくゆくは、さらに 面積を増やしていきたい。現在はほぼ1人で作業をされるという 中で、現在は面積が、ある程度限度の面積なのですけども、ゆく ゆくはさらに拡大して、エノキダケの栽培工場の従業員の方等 も、農作業のほうへ携わってもらえるような環境をつくっていき たいというような考えをお持ちのようです。そういうことで、将 来的に大変期待が持てる案件かなと思います。以上です。

議 長 ありがとうございました。それでは、法人から聞き取り調査を 行いますので、法人の入室の段取りをお願いいたします。

【法人担当者入室】

議 長 ●●さん、ご苦労さまでございます。

法 人 担 当 者 ご苦労さまです。

議 長 私、長野市農業委員会の会長の青木保と申します。今日は、お 忙しいところ、本委員会の総会にご出席いただきまして、ありが とうございます。既に過日の若穂で行われました、東部地区調査 会にご出席いただいて、顔は私も記憶しております。また引き続 きよろしくお願いしたい。

法 人 担 当 者 お願いします。

議 長 ただ今から、有限会社●●さんの営農計画について、●●さん が作られた資料に基づいてご説明いただきます。その後、私ども のほうからご質問等々をお伺いしますので、まず自己紹介を含め てご説明をお願いいたします。どうぞ。

法 人 担 当 者 有限会社ullet 有限会社ullet を申します。よろしくお願いします。 議 座ったままで結構です。

法 人 担 当 者 すみません、失礼します。まず、営農の概要をお伝えします。

農業を行う理由として、当社はエノキダケの栽培を長年、経営してきており、農業ビジネスを拡大するため、あと、長年培ってきたビジネスのノウハウを生かし、生産から販売まで一貫した経営をし、消費者に安心安全の農作物を提供したい。生産する作物として、長ねぎです。営業の方針として、安心・安全の農作物を生産したい。販売方法、以前から、取引先である豊洲、富山、関西方面の市場への出荷。将来の目標、農業生産を通じ、地域の雇用を図る。あと、営農技術の習得方法などは、もともと私が長年、長ねぎの栽培をしており、基本的な農業技術は習得しております。今後は県の普及センターの指導官の下、より一層の技術を習得したいという形です。以上です。

長 ありがとうございました。それでは、ただ今ご説明いただきました有限会社●●様のご説明に対するご意見を伺いたいと思います。ご質問、お願いいたします。いかがでしょうか。私のほうから、よろしいでしょうかね。●●さん、長年エノキダケの栽培をされてきたということですが、一番直近の年間の売上高、もし差し支えなければ。

法 人 担 当 者 うちは5月決算です。なんで、前期の売り上げなのですけど、

一応●●の売り上げです。

議 長 ●●。長年という表現をされていますけど、具体的に言うと大 体何年ぐらい。

法 人 担 当 者 一応、●●を立ち上げて 17 年目です。それまでに、もともと 他のキノコ屋にいたというか、元、前、今、会長なんですけど、 会長の実家がキノコ屋をやっていまして、幼少期から、もうキノコ栽培には携わっていた。

議 長 キノコと一緒に育ってきた。

法 人 担 当 者 そうです。ただ、母方の家なので、休みのときに連れていかれて、無理やり手伝いをさせられていたという形で。なので、いったん違う別業界に就職しました。ただ、28 ぐらいでまたその家に入りまして、一応、本格的にエノキ栽培を始め、17 年前に独立という形で、家族3人で新規で、この有限会社●●を立ち上げたという形になります。

議 長 ありがとうございました。それと、ねぎを選択された背景。キ ノコと全く、栽培方法も含めて異なるわけですけども。

法 人 担 当 者 選択した理由として、もともと自分の農地でねぎなどいろんなものをやっていたのですけども、どれがいいかといって、カボチャなど、いろいろやってみました。ただ、どれだけ機械、スマートにできるかっていう野菜を探したところ、いろいろと、他の、例えば小諸の農家さんなどを見させてもらったりして、ねぎが一番機械化しやすいかなという形になりまして、ねぎを選択した次第です。

議 長 いわゆる省力化しやすいということですね。

法人担当者はい。

議 長 確かに私も長野市内で、この前もたまたま若槻のほうに電話しましたら、結構若い青年たちが、思い切って種まきから全部、播種から全部、機械でやるというようなことで、相当、従来のねぎ作りから大きく脱皮した形になってるんで、ある面では賢明な選択じゃないかなというふうには思います。ありがとうございます。他の皆さんがた、いかがでしょうか。どうぞ。

曽根会長代理 出荷は、ねぎは皮付きで出しますか。それとも。

法 人 担 当 者 いや、出荷先の要望を聞くんですけど、一通りの設備はそろえ てありますので、皮付きで箱に入れて出荷という形で。もともと 小さくは出荷してたんですけど、規模を大きくしてやるという形 に今後していこうかなと思っています。

議 長 他、いかがでしょう。北村さん。

北村地区調査会長 基本的なことで教えていただきたいんですけども、市場出荷ですよね。それで、3,750 キロなんですけども、これは、この市場には、会社として荷受けはいけると?

法 人 担 当 者 それは全然。ただ、もう少し規模を拡大していかないと、多分、 取引、交渉の余地はないので、もっともっと規模を大きくしてい かないと。

北村地区調査会長 じゃあ、今はエノキの関係で取引はあって、そこに受けてもら うっていうこと。

法 人 担 当 者 そうですね。今、うち、弊社が、約10社とのお付き合いがある ので、そこに取りあえず声を掛けて、そこからの紹介などで新し いとこも開拓したりしていこうかなと。実際にもう2社ほどと少 しやり取りをしてますので、そこで何とかいけると思います。

北村地区調査会長 それじゃあそういうことで、だけれども、配送っていう観点からいけば、積み合わせになるんですか、キノコと。

法 人 担 当 者 はい?

北村地区調査会長 配送ですね。配送コストなんですけど、キノコとの積み合わせ になるんですか。それとも。

法 人 担 当 者 キノコとのっていう言い方ですけど、キノコで今、配送の運送 会社が何社か入ってますので、そこに委託をして、場所によって 運送会社が違うので。

北村地区調査会長 じゃあ、ねぎ単独で配送する。

法 人 担 当 者 一応、交渉して、ねぎ1箱幾らっていう交渉は、もうしてあります。

北村地区調査会長 そうですか。ありがとうございます。参考までに。 曽根会長代理 品種は何を。

法 人 担 当 者 品種は一応、エノキ、取りあえずキノコが、冬が忙しいので、 冬以外の品種をやってこうと思って、今、実際やってるのが夏扇 パワー、あと大河の轟きで、ちょうど先日、播種したのが、初夏 扇2号。要するに晩抽性でねぎ坊主が出来づらいやつなんですけれども、それをゴールデンウイークぐらいから収穫して、出荷を していこうと。今回もちょっと、春先、出荷したんですけど、夏 ねぎはないの?っていう要望があったので、そこら辺を考えて、 3月下旬ぐらいに植えて、定植して、8月ぐらいに出荷できたらいなというような構想は練っています。

議 長 他の委員さん、いかがでしょうか。

久保田委員 いいですか。

議 長 久保田委員さん。

久 保 田 委 員 これ、営業方針として安心・安全の農作物ということで書いて ありますけど、このエノキの廃オガを使っての堆肥作りとか、そ のような形のことを考えてるということですか。

法 人 担 当 者 まさにそのとおりです。うちのエノキ自体がもう JGAP を取ってますので、JGAPっていうのは培地から全て審査されてるので、 培地自体も安心な培地なので、それを堆肥などにすることによっ て、安心・安全がうたえるのかなと。よくよくはねぎも GAP を取れたらいいのかなと思って、やっております。

久 保 田 委 員 でも、これ、松代で作られてるんで、例えば、松代一本ねぎと か伝統野菜のねぎを作っていくということは考えてますか。

法 人 担 当 者 松代一本ねぎの代表の方とかとも交流はあるんですけども、一本ねぎはとても作るのが難しい。量産するとかなり手間がかかってしまうので、取りあえず普通のねぎという形で考えております。

久 保 田 委 員 うん。例えば、今、言われた、難しいけど、貴重になってきてるんで、3月まきの8月出荷ぐらいだったら松代の伝統野菜の一本ねぎ、多分、作るの、そんな難しくないかなと思うんで。

法 人 担 当 者 そうなんですかね。

久 保 田 委 員 そんなのもまた検討してみてください。

法人担当者はい。

長 他の委員さん、よろしいですか。ありがとうございます。●● さん、お忙しいところ、本当にありがとうございました。いずれにいたしましても、新しい分野への挑戦でございます。体に、健康に留意されて、ぜひ初期の目的を達成できるように、頑張っていただきたいと思います。今日は、どうもご苦労様でした。ありがとうございました。

法 人 担 当 者 ありがとうございました。失礼します。

【法人担当者退室】

議 長 ただ今の法人の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法等の議案で審議を行います。それでは議事に入ります。農地法等に関わる事項について審議を行います。議案第75号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

熊 井 主 幹 議案第 75 号 農地法第 3 条の規定による許可申請につきまして、ご説明を申し上げます。以後、説明は着座にて失礼をいたします。本冊 1 ページをご覧いただきたいと思います。番号 1 番から 3 ページの 9 番までの 9 件でございます。内容につきましては、所有権移転案件が 8 件、使用貸借権の案件が 1 件となります。 1 番及び 8 番につきましては、農家創設の案件です。 2 番、3 番、4 番及び 7 番は 10 アール未満の案件でございます。また、その他の内容につきましては、議案に記載のとおりとなっておりますけれども、許可することができない要件につきまして確認したところ、該当しておりません。したがいまして、いずれも許可要件を満たすと判断いたしました。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました。それでは、各地区調査

会長から、補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告と、農家創設を含めてお願いをいたします。初めに、北部地区調査会長から、1番及び2番、お願いいたします。

善財地区調査会長

北部の善財です。1番につきましては、農家創設でありまして、調査会において、営農計画についてヒアリングをしましたけれども、当面は自家消費ということで、ジャガイモ、キュウリ、トマト等を作りたいということであります。受人なのですが、ここに書いてあるとおり、本業が養蜂業で、兼ねて農業もやりたいということでありました。それから2番ですが、親族間の贈与。無償の所有権移転でありまして、10アール未満でありますが、1番2番、それぞれ許可要件を満たすと判断をいたしました。以上です。

議 長

続きまして、西部地区調査会長から、3番についてお願いします。

和田地区調査会長

西部地区調査会の和田です。3番につきましては、空き家バンクに登録されている物件の取得に伴う、そこに付随する農地の取得です。今、東京に住んでいるんですけども、11月から鬼無里に移住して、11月中旬から地元企業に就職をするということで、本件についても来春から家庭菜園をつくりたいという計画であります。許可要件を満たしておりますので、問題ないというふうになりました。以上です。

議

続きまして、中部地区調査会長から、4番及び5番、お願いします。

北村地区調査会長

長

長

中部地区、北村でございます。4番5番ですけども、いずれも 渡人がリタイアの時期を迎えておりまして、4番については隣人 の方ですね。5番は、甥に所有権を移転して、農地として活用し て続けるということなりまして、非常に、事業継承としては非常 にいいなというふうに思います。いずれも許可条件に適合してお り、問題ないというふうに判断をしました。以上です。

議

続きまして、南部地区調査会長から、6番及び7番について、 お願いいたします。

小林地区調査会長

南部地区です。6番7番、どちらも所有権移転であります。6 番につきましては地元の方でございます。土地を住宅に変更する という案件がありまして、それに伴って所有権の移転が関わって おります。それから、どちらも市街化区域の範囲でございます。 7番につきましては、信州新町なのですけれども、所有権移転で 東京の大田区の方が、既に空き家バンクの宅地のほうはもう購入 されておりまして、そこに隣接する農地の所有権移転の手続きに 入るということであります。この方、東京でお住まいですけれど も、年明けには会社を退職して、こちらに移住するという予定に なっております。いずれにしましても、許可条件に2件とも適合 しておりますので、調査会は許可相当と判断いたしました。

議 長近藤地区調査会長

それでは、東部地区調査会長から8番及び9番、お願いします。 東部地区調査会、近藤です。まず8番ですが、借受人の●●さんと、貸付人の●●さんは、●●さんは●●さんの奥さんの実家 に当たる関係です。今回、農家創設ということで、調査会でも計画をお話しいただきました。現在、教員をされていることで、当面、兼業でいかれるという中で、稲作、水田を中心に耕作を行うと。ただ、将来的にはぶどうのほうも手掛けたいということをお持ちです。ただ、調査会の委員のほうからは、教員も忙しい中で、先ほど会長のお話にもあった定年の延長等も考えられる中で、今からしっかりと指導を受け、勉強をしておかないと、大変厳しいのではないかというような激励の言葉もありました。将来的には近くに、お住まいになる構想もお持ちです。

9番は、受人の●●さんと渡人の●●さん。おいと、おじの関係に当たる方で、ぶどうの耕作ということで、以前から全て●●さんのほうで耕作を行っていたものです。今回、●●さんのほうで、ぜひ買い取りをお願いしたいというふうな要請を受けた中で所有権の移転がなされたものです。●●さんのほうでは、ぶどう栽培を継続されるということであります。いずれも許可相当として判断した案件です。以上です。

長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただ今の 事務局説明並びに各地区調査会長の報告について、ご発言のある 方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。ちょっと私の ほうからいいですか。番号3番、鬼無里の●●さん。それから番 号7番、信州新町の案件で、●●さん。それぞれ移住をされると いうことで、すいません、参考までに年齢を教えていただけませ んか。まず3番、鬼無里は。お願いします。

酒 井 主 査 事務局の酒井です。お答えいたします。3番の鬼無里の●●さんは●●歳。

議 長 ●●歳。

酒 井 主 査 はい。続いて7番の●●さんです。●●さんは●●歳となりま す。

議 長 ありがとうございました。将来がイメージできましたね。他、 ございませんか、ご質問。よろしいですか。

【質疑なし】

議 長 意見がないようでございます。それでは採決に入ります。議案 第75号について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員举手】

議 長 全員の賛成を確認いたしました。よって、議案第75号は、原 案のとおり決定いたしました。続きまして議案第76号 農地法第 4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局 より議案の説明をお願いいたします。

熊 井 主 幹

議案第76号 農地法第4条の規定による許可申請につきまして、ご説明を申し上げます。5ページをご覧いただきたいと思います。番号1番の1件でございます。1番は、住宅敷地及び物置を設置する転用案件でございます。3筆で242㎡。物置建築面積につきましては22.68㎡でございます。その他の内容につきまして、議案に記載のとおりとなっており、許可要件に照らし、特に問題がないと判断をいたしました。なお、先月の総会で許可すべきものと決定をいただき、県に進達しておりました農地法第4条の1件の案件につきましては、許可済みとなっておりますので、併せてご報告申し上げます。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議

長

ただ今、事務局から説明がございました。それでは、この案件につきまして、地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。南部地区調査会長から、1番についてお願いいたします。

小林地区調査会長

南部地区の小林です。篠ノ井の小松原でございます。今回は、 父の相続に関係しまして、相続を受けたところを、財産等を整理 している過程で、転用なされていない状態で、住宅並びに物置が 農地に引っ掛かっていて、ということでございます。そのための 是正申請になっております。申請者は顛末書を添えられまして、 今後は農地法を遵守するという約束をいただいております。既に 住宅なり物置なり、もうできてしまっておるわけですけど、その 中で普通に生活しておったということでございますので、今回の 転用申請ということです。調査会では、一応、許可要件を満たし ておりますので、許可相当と判断いたしました。以上です。

議

ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただ今の 事務局説明並びに各地区調査会長報告について、ご発言のある方 の挙手を求めます。いかがでしょうか。私のほうからいいですか。 この資料を見ると、登記簿地目が畑で、現況地目が宅地であるわ けね。てことは、先ほど言ったように、顛末書を付けて、ごめん なさいということですね。

小林地区調査会長 そういうことですね。

議 長 そういうことですね。

小林地区調査会長 はい。

議 長 ちなみに、何年たったんですか。事務局、分かります?

酒 井 主 査 はい、35年。

議 長 35年。

酒 井 主 査 はい。

議 長 分かりました。他、ご意見ございますか。

【質疑なし】

議 長 それでは、意見がないようでございますので、採決に入ります。 議案第76号について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求 めます。

【全員举手】

議 長 全員、賛成でございます。議案第76号は許可相当と決定いた しました。続きまして、議案第77号、農地法第5条の規定によ る許可申請について、議題といたします。事務局より、議案の説 明をお願いします。

議案第77号 農地法第5の規定による許可申請につきまして、 熊 井 主 幹 ご説明を申し上げます。 7ページをご覧いただきたいと思いま す。番号1番から8ページ4番までの4件でございます。1番に つきましては、資材置場及び駐車場を設置する一時転用案件で、 許可の日から令和5年 12 月 31 日までとしております。2番は、 住宅敷地を拡張する転用案件でございます。3番は、仮設事務所、 駐車場、資材置場、及び搬入路を設置する一時転用案件で、許可 の日から令和6年4月30日までとしております。4番は、駐車 場を設置するための転用案件でございます。その他の内容につき ましては、議案に記載のとおりとなっておりますが、許可要件に 照らし、特に問題がないと判断をいたしました。なお、先月の総 会で許可すべきものとご決定をいただき、県に進達しておりまし た農地法第5条の8件の案件のうち、7件は許可済みとなってお ります。開発許可の必要な1件につきましては、まだ許可書、届 いておりませんけれども、特段の指摘がないことから、近々、届 く見込みでございます。以上で説明を終わります。ご審議のほど、 よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました。それでは、各地区調査 会長から、補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願 いいたします。初めに、北部地区調査会長から、1番についてお 願いいたします。

善財地区調査会長 北部調査会の善財です。1番につきましては、賃貸借権の設定ということで、備考欄にありますとおり、一時転用。本年の12月31日までの予定で、道路舗装工事の施工に要する建設機械や資材の置き場にしたいということでありまして、許可要件、満たしてると判断しまして、それから近隣農地に与える影響も少ないということで、許可妥当と判断いたしました。以上です。

議 長 続きまして、中部地区調査会長から、2番及び3番、お願いい たします。

北村地区調査会長 2番なんですけども、今ご説明あったように、住宅敷地の拡張

のための転用ということであります。内容的には、渡人がお兄さんなんですけど、受人は弟さん。お兄さんが県外に住んでいて、実質的には弟さんが管理をしていたということなんですが、高齢になって資産整理をしたいということで、弟に所有権、譲りたいということであります。農地は、ここにあるように、本当に狭隘な土地ですね。見てきましたけども、三角形で、非常に農地としては利用価値が乏しいということでありまして、受ける弟さんとしては、転用して、住宅地の拡張して、活用したいということであります。周辺農地も見ておりましたが、問題ないということでありまして、許可相当というふうに判断をいたしました。次の3番目ですが、これは長野市発注の水路工事のための一時転用ということでありまして、終わった場合には、原状復帰をきちっとやって、農家に返還ということであります。周辺農地の営農状況に支障がないというふうに判断いたしまして、許可相当いうことであります。以上です。

議 長

続きまして、東部地区調査会長から4番についてお願いします。

近藤地区調査会長

東部地区調査会、近藤です。この案件につきましては、昭和 40 年代から既に転用がなされていたものを、今回、所有権の移転に伴って、正式に手続き、追認ということで、申請がされたものであります。当該地は1級河川の藤沢川の堤防脇で、変形な用地ということで、周囲も雑種地ということで、耕作が行われてる形はないということでありましたんで、周囲への影響のないことから、手続きの遅れはありましたけれども、許可相当と判断をしたものでございます。以上です。

議

ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただ今の 事務局説明並びに各地区調査会長からの報告について、ご発言の ある方は挙手をお願いします。いかがでしょうか。

【質疑なし】

長

議

長 意見がないようでございますので、採決に入ります。議案第77 号について、許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【全員举手】

議

長 全員の方の賛成を確認いたしました。よって、議案第77号は 許可相当と決定いたしました。続きまして、議案第78号農業経 営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定に 基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定 による「農用地利用集積計画」の決定について、議題といたしま す。農業政策課より、議案の説明をお願いいたします。

農業政策課相澤主事

課 農業政策課の相澤と申します。議案第78号 農業経営基盤強化 事 促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定に基づき、改正 前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第1項の規定による「農用 地利用集積計画」の決定について、説明を申し上げます。

初めに、議案の訂正について、説明申し上げます。本日、お手 元に第8回総会議案訂正票(農業経営基盤強化促進法関連) A 4、 1枚のものと、差し替え分(別冊1) A4の裏表のもの1枚、計 2枚をお配りしております。初めに訂正票をご覧ください。上は、 地区調査会でお配りした訂正となりまして、農業経営基盤強化促 進法、別冊1の4ページ、所有権移転関係の6番につきまして、 備考欄の栽培作物の、花卉の卉の字に誤りがあったため、訂正を 行ったものになります。訂正票の下の部分が、本日、総会にて訂 正を行うものになります。別冊1の1、2ページの農用地利用集 積計画集計表の件数・面積一覧ですが、これからご説明します1 筆の取り下げに伴って、集計数値を訂正したため、差し替えを行 いました。その1筆の取り下げにつきまして、別冊1の7ページ をご覧ください。別冊1、7ページの、所有権移転関係につきま して、地区調査会終了後に、申請者である譲受人の●●氏から、 松代町柴●●の1筆のみ、取り下げの申し出があったため、今回、 総会にて取り下げをするものになります。取り下げる理由としま しては、土地の所有者である譲渡人との話し合いで取り下げる方 向になったと聞いております。訂正は以上となります。

農業経営基盤強化促進法議案別冊1をご覧ください。同法の基 本構想を掲げた市町村においては、農林水産省の定めるところに より農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなけれ ばならないとされております。その農用地利用集積計画の要件で すが、①長野市基本構想に適合すること。②農用地の全てを効率 的に耕作し、農作業に常時従事すること。③利用権を設定する土 地について、関係権利者の同意を得てることでありまして、以上 の要件を満たすことを確認しております。それでは、本日お配り した差し替え分の農用地利用集積計画集計表の2ページをご覧 ください。所有権移転及び利用権設定の各件数及び面積は、総件 数は 205 件。総面積は 159,375.29 ㎡でございます。ページを戻 りまして、1ページ目をご覧ください。賃借、使用貸借の面積を 期間別に示したものです。合計数字は先ほどと同様で、今回、利 用権設定を受ける方は81名。利用権を設定する方は123名とな っております。以上につきましてご決定をいただきますよう、よ ろしくご審議をお願いいたします。

長 それでは審議に入ります。まず1の所有権移転関係につきましては、順次、各地区調査会長から報告をいただき、質疑応答を行った上で、所有権移転関係だけ単独に採決を行います。次に利用権設定関係ですが、2から5の賃借権及び使用貸借権について

議

は、一括して報告いただきます。6の農地中間管理事業(賃借権)及び、7の農地中間管理事業(使用貸借権)につきましては、法律改正により機構配分も一括して行うことになっておりまして、農地中間管理機構が借り受け、要件に合致した地域の担い手等に貸し付けるものですので、農業政策課からの説明のみとさせていただきます。なお、お手元の別紙1の案件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条第1項に該当いたしますので、関係する委員に退席いただき、審査から採決までを単独で行いたいと思います。それでは初めに、1の所有権移転関係の1番から19番について、各地区調査会長から、補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告を、お願いをいたします。初めに、北部地区調査会長から、1番から5番、よろしくお願いします。

善財地区調査会長

1番から5番まで、先ほど事務局説明のとおり、要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

議 長

続きまして、西部地区調査会長から、6番についてお願いいた します。

和田地区調査会長

西部地区調査会の和田です。6番。受人は近隣で切り花の栽培を行っており、今回の土地も含めて、同じように切り花の栽培を行うということで、許可要件を満たしており、許可することに異議はありません。以上です。

議

続きまして、中部地区調査会長から、7番についてお願いします。

北村地区調査会長

長

長

長

7番ですけども、原案どおり決定するということで問題ないということで判断いたしました。

議

続きまして、南部地区調査会長から、8番から 11 番について お願いします。

小林地区調査会長

南部地区の小林です。8番から11番ですね。いずれも許可条件に適合しているということで、調査会では許可相当と判断いたしております。あと、1点、皆さまお気付きだと思うんですが、9番ですね。非常に高額で、売買されております。これ、私どもでどうのこうの言えることじゃないんですが、破格なんで、みんなで、ちょっと不思議だなというような、悩んだところはあります。以上です。

議

それでは、続きまして、東部地区調査会長から、12番から 19番でお願いいたします。ただし、13番は取り下げいうことを含めて、お願いいたします。

近藤地区調査会長

東部地区調査会、近藤です。受人はそれぞれ農業に取り組まれているといった中で、問題ない案件かと思われます。13番、●●さんの関係ですが、この方は以前から農地の取得を新たな取得も進められている中で、今回、渡人との交換ということが進められ

ます。その中で1件、柴の●●が取り下げられたというものであります。ということで、調査会では許可相当と判断をいたしました。以上です。

議 長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。先ほどの 農業政策課の説明及び、ただ今の地区調査会長の報告について、 ご意見のある方、挙手、お願いいたします。いかがでしょうか。 特にございませんかね。

【質疑なし】

議 長 質疑ありませんので、所有権移転関係について採決を行いま す。所有権移転関係について原案のとおり決定することに賛成の 方の挙手を求めます。

【全員挙手】

長 ありがとうございました。全員、賛成を確認できました。続きまして、2から5の利用権設定関係につきまして、一括、各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告及び農家創設を含めてお願いいたします。利用権設定関係につきましては、6年未満が7件。それから10年以上の賃借権が3件。使用貸借権が12件でございます。初めに、北部地区調査会長、お願いします。

善財地区調査会長 それぞれ要件を満たしており、計画について問題なしと判断いたしました。以上です。

議 長 続きまして、西部地区調査会長、お願いします。

和田地区調査会長 西部地区調査会の和田です。いずれも許可要件を満たしており、許可することに問題ないということでございました。以上です。

議 長 続きまして、中部地区調査会長、お願いします。

北村地区調査会長 中部地区の案件、賃貸借権と使用貸借権ありますけれども、いずれも更新でありまして、問題ないというふうに判断いたしました。以上です。

議 長 続きまして、南部地区調査会長、お願いします。

小林地区調査会長 南部地区です。5番から7番まで、6年未満でございます。更 新等っていうことでもありますし、調査会では許可相当と判断い たしました。以上です。

議 長 それでは、東部地区調査会長。

近藤地区調査会長 10年以上の賃貸借権、3番になります。こちらが●●さんの関わりの案件となります。当案件の隣接地を以前から耕作され、隣接地もあらためてこれから耕作をされるということで、問題ないと判断しております。以上です。

議 長 ありがとうございました。6番及び7番の農地中間管理事業に つきましては、農業政策課からの説明のみとさせていただきま

す。これより質疑に入ります。先ほどの説明申し上げましたとおり、委員が関係する別紙1を除いた利用権設定関係について、質疑、採決を行います。それでは、農業政策課の説明並びに地区調査会の報告について、ご発言のある方は挙手お願いいたします。特別ないですよね。

【質疑なし】

議 長 では、質疑はございませんので、利用権設定関係について採決 を行います。議案第 78 号のうち別紙1を除く利用権設定関係に ついて、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めま

【全員挙手】

す。

議 長 ありがとうございました。全員の賛成を確認いたしました。それでは、続きまして、委員が議事に参与することができない別紙 1の案件について、質疑・採決を行います。初めに、10ページの 2番は小池知永委員が関係しておりますので、退席をお願いいたします。山本委員はまだいいです。

【小池委員退室】

議 長 では、小池委員が退室いたしましたことを確認いたしました。 当案件につきましてご発言のある方は挙手願います。いないです ね。

【質疑なし】

議

議

議

議

長 質疑はございませんので、採決に入ります。小池委員の案件に つきまして、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求め ます。

【全員举手】

長 ありがとうございました。それでは、小池委員の入室を許可い たします。

【小池委員入室】

長 続きまして、13ページの3番は山本忠宏委員が関係しておりま すので、今度は退席してください。

【山本委員退室】

長 山本委員の退席を確認いたしました。当案件につきまして、ご 発言のある方の挙手を求めます。特にないですかね。

【質疑なし】

議 長 質疑はございませんので、採決に入ります。山本委員案件につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員举手】

議 長 全員、賛成を確認いたしました。山本委員の入室を許可いたします。

【山本委員入室】

長

議

以上、議案第 78 号については、全て原案のとおり決定いたしました。続きまして、議案第 79 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の規定に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により定めた「農用地利用集積計画」の一部取消しの決定についてを議題といたします。農業政策課、説明をお願いします。

農業政策課相澤主事

課 議案第 79 号の農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法事 律附則第 5 条の規定に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により定めた「農用地利用集積計画」の一部取消しの決定について、ご説明申し上げます。議案別冊 1 の 77ページをご覧ください。農用地利用集積計画は農業委員会の決定を経て、定めることとされており、取り消しの決定を行う場合も農業委員会の決定を経て行うことが必要であるとされているため、決定をお願いするものです。こちらの公告日は令和 5 年 8 月 1 日で、令和 5 年 7 月 31 日の農業委員会総会で決定いただいたものです。取り消す農用地利用集積計画は、所有権移転関係です。所在は、若穂綿内●●の農地で、渡人は●●成年後見人●●さん。受人は●●さんです。今回の取り消し理由ですが、令和 5 年 7 月 31 日の農業委員会総会の決定前に、渡人である●●さんが死亡したためです。以上につきましてご決定いただきますよう、よろしくご審議をお願いいたします。

議

ただ今、農業政策課から説明がございました。それでは地区調査会長から検討結果及び意見等の報告をお願いします。東部地区調査会長。

近藤地区調査会長

東部地区調査会、近藤です。これについては、●●さんがお亡くなりになったという中で、相続等の手続きがあるということで、取り消しやむなしと判断されたものでございます。以上です。

議 長

これより質疑に入ります。農業政策課の説明並びに地区調査会長の報告について、発言のある方の挙手を求めます。

【質疑なし】

議 長

ないようでございますので、採決に入ります。議案第 79 号を 原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

長

議

全員、賛成を確認いたしました。よって議案第79号は、原案のとおり決定いたしました。続きまして、議案第80号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による「農用地利用集積等促進計画(機構配分)」の意見聴取についてを議題といたします。農業政策課から説明をお願いいたします。

農 業 政 策 課 議案第80号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第

相 濹 主 3項の規定による「農用地利用集積等促進計画(機構配分)」の意 見聴取についてご説明いたします。機構の配分計画については、 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第3項において、 市町村は、必要があると認めるときは、農業委員会の意見を聴く ものとすると規定されており、農家創設及び市外在住の担い手の 場合、これに該当し、意見聴取をお願いするものです。それでは、 別冊1の78ページをご覧ください。今回、権利設定を受ける方 は4名で、賃貸借と使用貸借で7,524㎡を長野県農業開発公社が 貸し付けを行うものです。79ページをご覧ください。番号1の● ●さんは、水稲の栽培で、田中地区において農家創設をする方に なります。番号2の●●さんは、ぶどうの栽培で、篠ノ井塩崎地 区において農家創設をする方になります。番号3の●●さんは、 果樹全般の栽培で、篠ノ井小森、松代町東条地区において農家創 設をする方になります。番号4の有限会社●●は、野菜全般の栽 培で、松代町清野地区において農家創設をする法人になります。 説明は以上でございます。意見聴取についてご審議をお願いいた

議長

します。

ただ今、農業政策課から説明がございました。それでは、地区 調査会長から、検討結果について、農家創設を含めて、意見の報 告をお願いいたします。初めに、北部地区調査会長から、一番に ついてお願いします。

善財地区調査会長

1番につきましては農家創設案件でありまして、今回、取得農地が新規であるということで、当面は水稲栽培で知人の飲食店への販売や、イベントなどへの出店、将来的には酒蔵と連携した酒米の栽培も検討していきたいということでありまして、ヒアリングを行った結果、許可妥当と判断いたしました。以上です。

議 長

続きまして、南部地区調査会長から、2番についてお願いします。

小林地区調査会長

●●さん。農家創設ということになっております。この方は今現在、若穂にお住まいで、管理機構から篠ノ井塩崎に農地を借りることになっております。今、もう既にぶどう栽培ですけれども、苗も植えておられたようでございます。だいぶ農地が、若穂から塩崎まで、20キロほどありまして、片道 40分かかって来られるようです。そんなところから、これからぶどう栽培していただくにも、知り合いの方の指導じゃなくて、地元のこの塩崎地区のJAの指導員、技術員の、消毒なりいろいろあります。食の安全というのもありますので、指導を受けてやっていただきたいという旨は伝えておきました。うちが遠いもんですから、今、アパート住まいのようですね。いずれは篠ノ井方面、住居を構えたいというお話もされておりました。以上です。

長 続きまして、東部地区調査会長から3番及び4番、お願いします。

近藤地区調査会長

議

議

東部地区調査会、近藤です。3番4番とも、農家創設の案件です。3番の●●さんですが、40代の女性で、以前より知り合いの農家の手伝いを通じて農作業に携わって、一人になったと。今回、農家創設をされます。今後の作付け、栽培ですけれども、今話題のヘーゼルナッツを、一応100本ほど、植栽、計画されているということです。これにあたっては、株式会社●●、●●の●●さんからの技術指導を受けて、あるいは、苗の輸入元のイタリアへも研修に行かれるというようなことを計画されているということで、非常に熱心に、意欲的に取り組まれる様子がうかがえました。4番の有限会社●●さんにつきましては、先ほど説明をいただいたとおりということで、いずれも許可相当と判断されたものでございます。以上です。

長 これより質疑に入ります。農業政策課の説明並びに地区調査会 長の報告について、ご発言のある方は挙手をお願いします。

【質疑なし】

議 長 ないようですので、採決に入ります。議案第 80 号を原案のと おり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の方の賛成を確認いたしました。よって、議案第 80 号は 原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第81号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による「農用地利用集積等促進計画(機構配分)」について、議題とします。農業政策課から、説明をお願いいたします。

農業政策課相澤主事

課 議案第81号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第 11項の規定による「農用地利用集積等促進計画(機構配分)」の決定について、ご説明いたします。本計画は、既に中間管理機構が地権者から借り受けている農地を、担い手へ貸し付ける計画になります。それでは、別冊1の80ページをご覧ください。今回、機構配分の決定を受ける方は4名で、賃貸借及び使用貸借により4,750㎡を長野県農業開発公社が貸し付けを行うものでございます。81ページをご覧ください。番号1は、●●さんが猴ノ井二ツ柳地区で水稲を栽培する計画。番号2は、●●さんが篠ノ井二ツ柳地区で水稲を栽培する計画。番号3は、●●さんが篠ノ井横田地区で麦を栽培する計画。番号4は、株式会社●●が、若穂綿内地区で麦を栽培する計画となります。説明は以上でございます。ご決定いただきますよう、ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 ただ今、農業政策課から説明がございました。それでは、地区

調査会長から、検討結果について意見の報告をお願いいたします。初めに、北部地区調査会長から、1番についてお願いします。

善財地区調査会長

議

はい。特に異論はありませんでした。以上です。 南部地区調査会長、2番3番、お願いします。

小林地区調査会長

長

2番の●●さん、3番の●●さん。こちら、調査会では特に問題ないということで、許可相当。

議 長近藤地区調査会長

続きまして、東部地区調査会長、4番についてお願いします。 東部地区調査会、近藤です。4番の案件につきましては、以前、 総会の席で、法人化にあたって、ここで事業計画等、説明を受け た案件でございます。綿内のほうで河川敷等、麦の栽培を大きな 面積で手掛けていらっしゃるってことで、こちらのほうも問題な いと判断してございます。以上です。

議 長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。農業政策 課の説明並びに地区調査会長の報告について、ご発言のある方は 挙手をお願いいたします。よろしいですかね。

【質疑なし】

議 長 特にご意見がなければ、採決に入ります。議案第 81 号を原案 のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員、賛成を確認いたしました。よって、議案第 81 号は原案 のとおり決定いたしました。続きまして、第 82 号 農振除外等に 係る意見聴取についてを議題といたします。農業政策課から、議 案の説明をお願いいたします。

農業政策課豊田主査

課 農業政策課の豊田と申します。よろしくお願いいたします。そ 査 れでは、議案第82号農振除外等に係る意見聴取について、ご説明を申し上げます。別冊の2、第8回農業委員会総会議案農振除 外等に係る意見聴取についてをご覧ください。初めに1ページ、 軽微変更案件受付表がございます。今回の農業振興整備計画の変 更は、軽微変更の1件になります。

それでは資料2ページ、ご覧ください。軽微変更番号1になります。申出地は屋島字大豆島境で、地目は畑になります。軽微変更の面積は717㎡のうち、149.5㎡。長野平土地改良区の受益地にはなりますが、土地改良事業等の実施はございません。農地法につきましては、農用地区域内農地におきます農業用施設のため、転用見込みがあります。横の、開発許可につきましては、許可不要となっております。また、除外5要件につきましてですけど、①から④までは要件を満たしていることを確認しております。⑤につきましては、軽微変更の場合、変更後も農業の用に供することから、土地改良事業等完了から8年未経過の要件を満たす必要がないことから、要件から除いております。

続きまして、下段の内容説明になります。事業計画者の●●さ ん、●●さんは、風間、屋島地区で実家の農業を後継しまして 3,900 m²ほど耕作しております。今回、主な耕作地であります申 出地におきまして、脱穀機、稲刈機、ワラカッター等の農機具の 管理、保管ができます農業用倉庫を建設し利用するため、申し出 するものでございます。次ページ3のほうに申出地、位置図、4 ページには求積図、5ページには平面図及び配置図を添付してお りますので、参考にご覧ください。軽微変更の説明は以上になり ます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議

ただ今、農業政策課より説明がございました。それでは、地区 長 調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告を お願いします。北部地区調査会長から、軽微変更1番についてお 願いいたします。北部調査会長。これ、大豆島ですからね。

善財地区調査会長 はい。これについては、2アール未満の届出のための軽微変更、 問題なしと判断いたしました。以上です。

長 議

これより質疑に入ります。農業政策課説明並びに地区調査会長 の報告について、ご発言のある方は挙手、お願いいたします。特 にありませんね。

【質疑なし】

議

ないようですので、採決に入ります。軽微変更1案件について、 長 相当と決することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員举手】

議

全員の賛成、確認いたしました。よって、議案第 82 号の軽微 長 変更については相当と決定し、長野市長に意見書を提出いたしま す。

続きまして、議案第83号 非農地決定について議題といたしま す。事務局より、議案の説明をお願いいたします。

熊 井 主 幹

議案第83号 非農地決定につきまして、ご説明を申し上げます。 農地法議案の本冊を、ご覧をいただきたいと思います。9ページ をご覧ください。番号1番から、16ページの216番まででござい ます。16ページに面積の集計を載せてございます。今月ご決定い ただくものは、山林が 92 筆、面積が 33,353 ㎡でございます。原 野が 124 筆、面積は 39,197 m2でございます。合計で 216 筆、72,550 ㎡でございます。多くは6月に対象者、信州新町区に調査結果と 非農地通知交付申請書を送付したことから、まとまって申請があ ったものでございます。説明は以上です。ご審議のほど、よろし くお願いします。

議

ただ今、事務局より説明がありました。発言のある方は挙手、 お願いいたします。特にないですね。

【質疑なし】

議

長 それでは、ないようでございますので、採決に入ります。議案 第83号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙 手、お願いいたします。

【全員挙手】

議

長 全員の賛成を確認いたしました。よって議案第83号については、原案のとおり決定いたしました。続きまして、報告第24号農地法第4条第1項第8号の規定による届出について。報告第25号農地法第5条第1項第7号の規定による届出について。及び報告第26号農地法第4条の規定による農業用施設(2アール未満)の届出について。事務局より説明をお願いいたします。

熊井主幹

報告第24号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出につきまして、ご報告申し上げます。17ページを、ご覧をいただきたいと思います。番号37番から20ページの49番までの13件でございます。農地を農地以外に転用する場合には県知事の許可が必要でございますけれども、市街化区域内の農地につきましては、あらかじめ農業委員会に届出れば良いこととなっております。4条の転用届となり、自己転用、いわゆる農地の権利移動を伴わない転用届でございます。いずれも市街化区域内の農地の届出でございまして、内容につきましては記載のとおりとなっており、書類等に特に問題はなく、事務局長専決によりまして受理しておりますので、ご報告申し上げます。

続きまして、報告第25号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出につきまして、ご報告申し上げます。21ページを、ご覧をいただきたいと思います。番号82番から26ページの102番までの21件でございます。同じく市街化区域内の届出でございまして、5条の転用届でございます。農地の権利移動を伴う転用届になります。内容につきましては記載のとおりとなっておりまして、書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますので、ご報告申し上げます。

続きまして、報告第26号 農地法第4条の規定による農業用施設(2アール未満)の届出につきまして、ご報告申し上げます。27ページを、ご覧いただきたいと思います。番号1番から3番までの3件でございます。農業用倉庫等の農業用施設を整備する場合、施設に要する敷地面積が2アール未満で、要件に当てはまる場合は、4条許可が不要で、農業委員会へ届出書を提出していただいております。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますので、ご報告申し上げます。以上、報告案件3件につきまして、ご説明をいたしました。よろしくお願いいたします。

長 ただ今、事務局から報告第 24 号及び第 25 号そして第 26 号に

ついて、説明がありました。発言のある方は、挙手をお願いいた します。特にございませんかね。

【質疑なし】

議

長 それでは、報告案件でございますので、ご了解いただきたいと 思います。農地法関連の議案につきましては、一通り終わりまし た。本来であれば、ここで休憩といきたいんですけども、残りの 議案が1件でございますので、引き続いて進めたいと思いますけ ど、よろしいですか。

【異議なし】

長

議

皆さんの了解を得ましたので、引き続き、その他農業委員会業務に係る事項について、審議をいたします。議案第84号 第8回長野県農業委員会大会について、議題とします。それでは、事務局から本案件の説明をお願いします。

笠井事務局長補佐

事務局の笠井です。よろしくお願いいたします。着座にて説明 させていただきます。議案第84号第8回長野県農業委員会大会 について、本日、机の上にご用意させていただきました資料1と いうA4、1枚のペーパーをご用意いただきたいと思います。本 件につきましては、地区調査会で説明をさせていただきまして、 修正等はございません。1番でございますが、日時は、令和5年 11月21日の火曜日、午後1時から午後4時頃まで。2番の場所 につきましては、ホクト文化ホール大ホールとなっております。 3番の主催は、長野県農業会議、長野県農業委員会協議会の共催 となってございます。4番の参加対象は、県内全市町村の農業委 員及び農地利用最適化推進委員となっております。5番の大会の 趣旨につきましては、記載のとおりでございます。6番の当委員 会の出席につきましては、全委員さんと事務局と考えておりま す。7番の交通手段につきましては、公共交通機関及び自家用車 を利用しての集合となります。8番の出席者の取りまとめにつき ましては、10月の地区調査会で確認を取っていきたいと思いま す。本件につきましては、農業委員会大会への参加についてご審 議いただきますよう、お願いします。説明は以上でございます。

議

ただ今、事務局より、議案第84号 第8回長野県農業委員会大会についての説明がございました。ただ今の説明に際し、何かご意見ご発言のある方は、挙手をお願いします。いかがでしょうか。いいですよね。

【質疑なし】

議

長 ありがとうございました。それでは、一応、確認の意味で、採 決に入ります。議案第84号 第8回長野県農業委員会大会につい て、事務局で作成いたしました原案を承認することで決定するこ とに賛成の方の挙手を求めます。

【全員举手】

長

議

ありがとうございました。全員の賛成を確認いたしました。よ って、議案第84号は、原案のとおり決定をいたしました。今日、 上程を予定しました議案については全て終わりましたけれども、 委員各位から議案に相当と思われる件でご発言がございました ら、お願いいたしますけど、いかがでしょうか。よろしいですか ね。長時間にわたりまして、ありがとうございました。おかげさ まで、スムーズに会議進行ができましたことを御礼申し上げまし て、司会進行を曽根代理にお願いします。ありがとうございまし た。

曽根会長代理

お疲れさまでした。以上で本日の議事は終了となりました。次 に、8のその他に移ります。本日の議事全体を通して委員の皆さ まから、ご質問等ありましたら、いかがでしょうか。よろしいで すか。それでは最後に事務局から今後の日程も含めて説明をお願 いいたします。

笠井事務局長補佐

次第をご覧いただきたいと思います。次第の一番下に次回の総 会の日程を記載させてございます。次回は令和5年10月31日の 火曜日、午後1時30分から午後4時まで。会議室は今日と同じ 203 会議室となりますので、皆さまよろしくお願いいたします。 続きまして、次第の裏面をご覧いただきたいと思います。農業委 員の皆さまに、新たに予定として記載したものを説明させていた だきます。3番の今後の会議等日程一覧の一番下、13番でござい ます。第10回の総会でございますが、令和5年11月29日の水 曜日。本来でありますと、通常は月末日、11月30日というとこ ろでございますが、11月は大変申し訳ございません。会場の都合 で11月29日の水曜日。午後1時30分から午後4時まで。会議 室は、第1庁舎の4階にあります141会議室になります。大変お 忙しいところ恐縮でございますが、ご都合をつけていただきます ようにお願いいたします。私からの説明は以上でございます。

曽根会長代理 ありがとうございました。以上で第8回の総会を終了といたし ます。長時間にわたりまして、ありがとうございました。